

教育委員会定例会協議報告事項

令和8年1月27日

【報告事項】

- 令和6年度 児童生徒の問題行動等の現状について (学校教育課 資料P3～5)
- 令和7年度 文部科学大臣優秀教職員表彰について (学校教育課 資料P6～7)
- 信濃川火焰街道連携協議会事業の日本遺産認定継続について (科学博物館 資料P8)
- 博物館法改正による長岡市立科学博物館の再登録について (科学博物館 資料P9)
- 長岡市物価高対応子育て応援手当支給要綱の制定について
(子ども政策課 資料P10～21)
- 附属機関等会議報告について
 - ・ 令和7年度 第2回新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」推進会議
報告について (学校教育課 資料P22～38)
 - ・ 令和7年度 第1回長岡市スポーツ推進審議会報告について
(スポーツ振興課 資料P39)

令和6年度 児童生徒の問題行動等の現状について（全国・県との比較）

1 「いじめ」について

（1）認知件数

令和6年度の長岡市の1,000人あたりのいじめ認知件数は、小学校においては全国比・県比とも下回ったが、令和5年度の当市との比較では大幅に増加した。また、中学校においては、引き続き全国を上回った。これらは、各学校が初期対応フローに基づき、いじめに対する感度を一層高め、積極的な認知を進め丁寧に対応する体制が定着したこと、児童生徒自身のいじめに対する認識が高まっていること等により、認知件数が増えたことが反映されたと捉えている。

小学校

（単位：件）

年度	項目	長岡市	新潟県	全国
R 5	認知件数	570	16,079	588,930
	1,000人あたりの認知件数	47.1	162.2	96.5
R 6	認知件数	792	16,527	610,612
	1,000人あたりの認知件数	67.7	170.5	101.9

中学校

（単位：件）

年度	項目	長岡市	新潟県	全国
R 5	認知件数	294	2,838	122,703
	1,000人あたりの認知件数	44.5	54.2	38.1
R 6	認知件数	351	2,996	135,865
	1,000人あたりの認知件数	54.8	56.3	42.6

※ 1,000人あたりの認知件数は国公立小中で算出（全国・県）

（2）長岡市の取組

全学校において、いじめはどの学校・学級でも起こると考え、いじめの早期発見・即時対応に努めるとともに、引き続き「いじめ防止基本方針」にある「初期対応フロー」を全職員で周知徹底し、より一層適切な対応が行われるよう取り組んでいる。学校がいじめを発見した場合は、いじめ対策委員会を中心に学校全体で組織的に対応するとともに、被害児童生徒や保護者の気持ちに寄り添った対応を進めている。また、学校がいじめを認知した場合は、市教委への電話による速報を徹底し、迅速で丁寧な初期対応について学校と確認している。

さらに、市内全ての中学校区において、いじめ見逃しゼロスクール集会や小中連携事業の実施によるいじめの未然防止の取組を実施する等、いじめを見逃さないための取組を浸透させている。各学校の対応力向上を図るために、長岡市生徒指導研究会で生活指導主任・生徒指導主事を対象に市内のいじめの現状と課題を共有し、いじめを重大化・深刻化させないための適切で丁寧な対応についての研修機会を設けた。また、3年目となる「いじめ対応力向上研修会」を開催し、日々の現場で陥りやすいいじめ対応の事例に基づくグループワークと講演会を通して、いじめ対応力のさらなる強化を図った。

2 「不登校」について

(1) 不登校児童生徒数（年間30日以上の欠席者数）

令和6年度の長岡市の不登校数は前年度と比較して小学校で30人、中学校で24人増加した。全国との発生率の比較では、ほぼ同等の結果となった。また、新規不登校については、全国・県と同様に減少しており、未然防止のための各校での取組が推進されたり、初期対応フローに基づく対応が浸透したりしているものと捉えている。今後も引き続き、学校と連携した初期対応を進めていく。

小学校

(単位：人)

年度	項目	長岡市	新潟県	全国
R 5	不登校児童数	246	2,046	133,370
	不登校児童数の割合	2.03%	2.06%	2.14%
R 6	不登校児童数	276	2,119	137,704
	不登校児童数の割合	2.36%	2.05%	2.30%

中学校

(単位：人)

年度	項目	長岡市	新潟県	全国
R 5	不登校生徒数	407	3,571	216,112
	不登校生徒数の割合	6.16%	6.59%	6.71%
R 6	不登校生徒数	431	3,710	216,266
	不登校生徒数の割合	6.73%	6.97%	6.79%

参考【中1ギャップ指数（小6と中1の不登校児童生徒数の比較）】

	小6 不登校児童数	中1 不登校生徒数	中1ギャップ指数 長岡市	中1ギャップ指数 新潟県 (※)
R 2	33 (R01)	58	1.75	—
R 3	32 (R02)	77	2.40	—
R 4	56 (R03)	102	1.82	—
R 5	62 (R04)	119	1.92	—
R 6	64 (R05)	129	2.02	—

※令和元年度からデータを非公開

(2) 長岡市の取組

学校は、日常的な観察や声かけ、定期的な教育相談やアンケート等により予兆を見逃さず寄り添った支援を行っている。不登校の初期対応として、本人の状況の確認、家庭訪問による面談を行っている。登校できても教室に入ることが困難な場合は、これまでの学校内で工夫した支援を行っていたが、十分な支援を講じることに課題が見られることから、令和7年度新規事業として、中学校区内教育支援センター「いこ〜れ」を4校に設置し、専門支援員を常駐させ個に応じた十分な支援を行えるようにした。

保護者支援として、子どもふれあいサポート事業の一つである、「子どもを語る親の集い」を年8回定期開催し、子どもの不登校で悩んでいる親同士が集い、接し方や悩みを共有し専門家からアドバイスを受けることができる。また、子ども青少年・相談センターでのワンストップ相談支援、フレンドリールーム（教育支援教室）、ほっとルーム、訪問支援等の積極的な活用や、子どもサポートコールによる相談にも力を入れており、児童生徒とその保護者支援を包括的に行いながら、不登校数の減少に取り組んでいく。多様な居場所で学習や活動などを行う児童生徒の努力とその成果を幅広く認めるため、不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの周知に努め、関係機関との連携を強化している。

さらに、早期支援の初期対応フローに基づき、迅速で適切な支援ができるようにした。

3 「暴力行為（器物破損・生徒間暴力・対教師暴力・対人暴力）」について

(1) 暴力行為の発生件数

長岡市の小中学校の暴力行為は、全国・県と比較して小中学校ともに発生率は低いが、54件発生し昨年度より35件増加した。些細なことでも積極的に認知するよう全学校に促したことが増加の理由として考えられる。また、感情の制御ができなかったり、衝動的に相手を叩いたりする児童生徒が絶えないことや、1人の児童生徒が複数件に関わっている場合が多いことも特徴である。

小学校 (単位:件)

年度	項目	長岡市	新潟県	全国
R 5	発生件数	11	3,115	70,009
	1,000人あたりの発生件数	0.9	31.4	11.5
R 6	発生件数	39	3,660	82,997
	1,000人あたりの発生件数	3.4	37.8	13.8

中学校 (単位:件)

年度	項目	長岡市	新潟県	全国
R 5	発生件数	8	857	29,699
	1,000人あたりの発生件数	1.2	16.3	9.2
R 6	発生件数	15	1,254	40,039
	1,000人あたりの発生件数	2.39	23.6	12.6

※ 1,000人あたりの発生件数は国公立小中で算出（全国・県）

(2) 長岡市の取組

心に寄り添う生徒指導を一層進め、暴力行為の発生を防止していく。また、衝動的な行動による暴力行為が増加している現状から、個の特性に応じた配慮や外部機関と連携した対応に努めていく。

令和 7 年度 文部科学大臣優秀教職員表彰について

【被表彰者】

川崎東小学校 教諭 堀田 祐嗣 (42)

図画工作指導力の向上、児童の創造性育成に貢献した。実践研究では R5 長岡市教育論文優秀賞を受賞し、子どもたちの造形活動への意欲を高めた。作品審査や解説を通じ、県美術教育の発展に寄与した。

(別紙の選考基準(1)学習指導における顕著な成果で推薦)

東中学校 教諭 上杉 哲朗 (40)

県中体連柔道専門部員として、10 年以上任を全うし、競技の普及、強化に尽力した。自校の指導実績において、これまでも北信越大会に個人 21 名、団体に 4 回出場させており、評価は高い。併せて部活動を通じた心を育てることのできる教職員である。

(別紙の選考基準(4)特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における顕著な成果で推薦)

【表彰に至る経緯】

平成 22 年度から、県教育委員会は県優秀教職員表彰を設け、その中から文部科学大臣優秀教職員表彰候補者を推薦することとなった。

今年度は、市教育委員会から 8 名を県教育委員会に推薦したところ、以下の 3 名が県表彰され、このうち、上記のとおり、2 名が文部科学大臣優秀教職員被表彰者に決定した。

〔県優秀教職員被表彰者〕

選考基準

(教職員)

★川崎東小学校 教 諭 堀田 祐嗣 (1)

★東中学校 教 諭 上杉 哲朗 (4)

福戸小学校 教 諭 加藤 扶実 (1)

(若手奨励賞) 該当者なし

(組 織) 該当者なし

【文部科学大臣優秀教職員表彰】

1 趣旨

学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とし、県教育委員会の推薦する者の中から、文部科学大臣が決定する。

2 被表彰者

学校教育に関し顕著な功績があり、他の教職員及び教職員組織の模範となる行為のあった教職員及び教職員組織で次の要件をいずれも満たすもの。

教職員については、現職教員であり、推薦年度の4月1日時点において教職経験10年以上かつ原則として50歳未満。「若手教職員奨励賞」として教職員経験10年未満も可能。また、教職員組織については、推薦年度の4月1日現在、1年以上の活動期間。

3 選考基準

- (1) 学習指導における顕著な成果
- (2) 生徒指導、進路指導等における顕著な成果
- (3) 学校体育や学校保健、学校給食における顕著な成果
- (4) 特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における顕著な成果
- (5) 特別支援教育における顕著な成果
- (6) 地域との連携・協働の推進における顕著な成果
- (7) ユネスコ活動や国際交流等の分野における顕著な成果
- (8) 学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における顕著な成果
- (9) その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果

信濃川火焰街道連携協議会事業の日本遺産認定継続について

(1) 概要

長岡市も加入する信濃川火焰街道連携協議会（新潟市、三条市、長岡市、魚沼市、十日町市、津南町）が申請した『『なんだ、コレは！』信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化』は、平成 28 年に日本遺産に認定され、6 年目となる令和 3 年度に継続認定のための審査を受けた。その結果、事業の認知度が低いことや観光に関する事業が少ないなどの理由により、3 年後に審査をやり直す「継続審査」となった。

協議会では、令和 4～6 年度に今後の方針や新たな活性化計画の策定の修正などを行い、令和 6 年度末に再審査のための資料を提出し、令和 7 年度には現地調査などを受けながら、再審査を受けてきた。その結果、令和 7 年 12 月に文化庁より認定継続の通知を受けることができた。

(2) 今後の予定

日本遺産は、認定継続後も 6 年ごとに審査を受けるため、令和 13 年に再び審査を受けることになる。協議会では、組織体制の改変、県内外での認知度の向上、観光計画の策定と実施など文化庁の指摘に基づき事業を強化し、再び認定されるよう事業の推進とアンケートに基づく改善等を行っていく。

また、文化庁の指摘もあり、観光資源としての地域の文化を利用できるよう協議会にて話し合いを行い、国内外の観光客誘致の増加を目指すことになる。

(3) 認定継続の利点

日本遺産は、地域の文化財や伝統文化の活性化を図るためにパッケージ化して情報発信、人材育成・伝承、環境整備などを進める取組であり、全国で 104 ヶ所が認定されている。協議会では、縄文文化情報の発信のため、各地域と協力して宣伝をしているが、文化庁主催の日本遺産関連イベントや他地域の日本遺産との連携なども行えるため、新潟県を超えた PRを行うことができる。

また、現状においても「日本遺産」の名を冠した民間業者のツアーが津南町、十日町市、長岡市を中心に生まれ、馬高縄文館などに来館している。日本遺産に継続して認定されることにより、長岡市観光企画課をはじめとした協議会内の観光部門や民間事業者と協力して、ツアーをはじめとした観光資源としての縄文文化を推し進めることができる。

博物館法改正による長岡市立科学博物館の再登録について

(1) 改正博物館法と博物館登録

令和4年4月15日に公布された博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行（令和5年4月1日施行）に伴い、登録（再登録）申請が必要となった（期限：令和10年3月31日）。

(2) 結果

令和7年12月17日付け 新潟県第1号登録博物館（※ 旧登録番号引継）

(3) 今後の予定

毎年6月に定期的な運営状況の報告を行う。

改正博物館法で努力義務とされている博物館資料のデジタル・アーカイブ化、他の博物館等との連携や地域の多様な主体と連携した活動を行い、地域の活力の向上に取り組む。

寺泊水族博物館については、令和8年度に申請を予定している。

文 第 1370 号
令和7年12月17日

長岡市長 磯田 達伸 様

新潟県教育委員会

博物館の登録について（通知）

令和7年2月20日付けで申請のあった博物館の登録について、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条に定める登録の要件を備えていると認められることから、同法第14条の規定に基づき、下記のとおり登録したことを通知します。

記

登 録 年 月 日	令和7年12月17日
登 録 番 号	新潟県 第1号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	長岡市 長岡市大手通1丁目4番10
名 称	長岡市立科学博物館
所 在 地	長岡市幸町2-1-1



JAPAN
MUSEUM

長岡市物価高対応子育て応援手当支給要綱の制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 制定理由

こども家庭庁成育局長通知「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付け こ成環第769号）に基づき、物価高の影響を受ける子育て世帯に対して手当を支給するため、必要な事項を定めるもの

2 施行期日

公表の日

長岡市物価高対応子育て応援手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高対応子育て応援手当の支給について（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙物価高対応子育て応援手当支給要領に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援することを目的に、長岡市物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、本市から贈与される長岡市物価高対応子育て応援手当をいう。

(2) 対象児童 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 令和7年9月分（同年9月に出生した児童の場合は、同年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）において支給額の算定の対象となった児童

イ 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

(支給対象者)

第3条 物価高対応子育て応援手当の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 別表第1の各号に掲げる者のうち、いずれかに該当するもの

(2) 別表第2の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる者

2 前項第2号の規定にかかわらず、同項第1号に規定する者に対して物価高対応子育て応援手当の支給の決定がされているときは、同項第2号に該当する者は、支給対象者としな

(物価高対応子育て応援手当の額)

第4条 物価高対応子育て応援手当の支給金額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第5条 市長は、一般支給対象者（別表第1の第1号に掲げる者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。以下同じ。）に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（別記第1号様式）を提出して、物価高対応子育て応援手当の受給を拒否することができる。

3 市長は、申込みの際に示した期日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給するものとする。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第6条 一般支給対象者に対する支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が、令和7年9月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約している等、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等その他のやむを得ない理由により第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行うものとする。

(1) 児童手当口座振込方式 本市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）の届け出があった場合において、当該届出の指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）の届け出があり、当該届出において現金支給を希望した場合に、本市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第7条 公務員支給対象者（別表第1第1号に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。以下同じ。）が、第10条第2項各号に掲げる申請方式により物価高対応子育て応援手当の支給の申請をするときにおける申請受付開始日及び申請期限は、同項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

（出生児童支給対象者に係る申請期限等）

第8条 市長は、出生児童支給対象者（別表第1第2号に掲げる支給対象者をいう。以下同じ。）に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、出生児童支給対象者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給の申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 出生児童支給対象者における申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から起算して市長が別に定める期間を経過する日までとする。

（離婚等支給対象者に係る申請期限等）

第9条 市長は、離婚等支給対象者（別表第1第3号に掲げる支給対象者をいう。以下同じ。）に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、離婚等支給対象者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給の申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 離婚等支給対象者における申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から起算して市長が別に定める期間を経過する日までとする。

（公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第10条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、物価高対応子育て応援手当申請書（別記第3号様式）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 公務員支給対象者等による申請及びその支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかに

より行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、公務員支給対象者等が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等その他のやむを得ない理由により第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 公務員支給対象者等が申請書を郵送により提出し、公務員支給対象者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 公務員支給対象者等が申請書を本市の窓口へ提出し、公務員支給対象者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 公務員支給対象者等が申請書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、申請書の提出の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、公務員支給対象者等の本人確認を行うことができる。

4 前各項の規定にかかわらず、市長は、本市に属する公務員支給対象者については、第5条又は第6条に定める方式により支給を行うことができる。

(代理による申請)

第11条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該公務員支給対象者等の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第12条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給するものとする。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第13条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第7条から第9条に規定する申請期限までに第10条第1項の申請が行われなかったときは、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出した指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年5月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、物価高対応子育て応援手当に係る贈与契約は解除されるものとする。

3 市長が第12条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

(1) 令和 7 年 9 月分の児童手当の受給者
(2) 基準日の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第 4 条第 1 項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
(3) 本表第 1 号の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、同号の受給者から物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を物価高対応子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

別表第 2（第 2 条関係）

(1) 受給者等死亡の場合 基準日後、支給決定前までの間に別表第 1 の受給者等が死亡した場合（別表第 2 により物価高対応子育て応援手当を支給される者が、物価高対応子育て応援手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
(2) 施設入所等児童であることが事後に判明した場合 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する施設入所等児童をいう。左欄において同じ。）であることを受給者等に物価高対応子育て応援手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
(3) 家庭内暴力事案の場合 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第 7	左欄に掲げる当該受給者等の配偶者

条第 1 項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が本市に到達した場合	
---	--

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

市区町村
受付印

長岡市長様

- 1, 私は、「物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

（２．受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（２．受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

第3号様式(第10条関係)

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

市区町村
受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

長岡市長様

プルダウンから選択してください
自動計算します。

1. 申請・請求者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		年 月 日	電話 ()
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。		所属庁	申請・請求者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。
(1)令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
(2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

証明欄 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人 の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

年 月 日

証明者

印

(証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号)

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格 A 列 4 番)

☐ ア 公金口座への振込みをご希望の場合

☐ イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

【受取口座記入欄】

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限内までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※公的機関から発行された顔写真付きのもの

マイナンバーカード（裏面は不要）、運転免許証、パスポート、在留カードなどのうち1点の写し

令和7年度 第2回新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」 推進会議 会議報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日 時 令和7年12月8日（月曜日）午後3時30分から午後4時40分まで
- (2) 会 場 さいわいプラザ 中央公民館大ホール

2 出席者

- ・ 「熱中！感動！夢づくり教育」推進会議委員 20 名
- ・ 金澤教育長、江田教育部長、星野子ども未来部長、事務局 11 名

3 会議内容

(1) 報告と協議内容についての説明

① 報告

- ア 令和7年度 「熱中！感動！夢づくり教育」 事業報告
- イ 第1回推進会議を受けた児童・生徒アンケート結果
「将来の夢や目標」、「興味・関心」について

② 第2回推進会議の協議内容について

(2) 協議

子どもたちの「やりたい・知りたい」に寄り添う取組の実現

4 主な発言

(1) 主体性を引き出す仕組み

- ・ 「やりたい・知りたい」をテーマにした活動は、子どもの主体性を高め、学びの質を向上させる効果がある。
- ・ 子どもが自分で選択できる機会を増やし、興味を持ったことを深められる環境づくりが求められる。
- ・ 親子で共に取り組む思いを尊重しつつ、子どもの自主性を損なわない工夫が必要である。

(2) リアルな体験と多様な活動の提供

- ・ 子どもたちはリアルな体験を強く求めており、科学博物館の昆虫展など「本物体験」が高い人気を集めている。
- ・ スポーツは全学年で共通の関心分野であり、有名選手との交流やグループディスカッションの場があるとさらに意欲が高まる。
- ・ 幼児期にはスマホを持つ前までに、リアルな感動体験を数多く提供することが望ましい。
- ・ アートや芸術にも子どもの興味・関心が高いことから、絵画やイラスト、漫画などの分野を事業に取り入れ、描きたい子どもたちを応援する取り組みを検討してはどうか。

(3) 継続性の確保

- ・単発事業では興味が一過性で終わる恐れがあるため、シリーズ化や連続型の事業設計が必要である。
- ・卒業生やリピーターが指導者として参画できる仕組みを整え、持続可能な活動環境を構築することが望ましい。

(4) 学校・家庭・地域の連携強化

- ・学校教育活動で生まれた興味・関心は家庭では再現しにくいいため、学校と事業の連携を強化する必要がある。
- ・学校での学習内容と事業を関連づけることで、子どもの興味を広げる効果が期待できる。
- ・保護者の理解と協力を得るため、送迎や同伴を前提とした仕組みや、保護者に事業の価値を伝えるPRを強化することが重要である。
- ・学校と連携し、事業一覧表配布して保護者と一緒に選ぶ日等を設定することで、子どもや保護者が計画的に参加できる環境を整える。

(5) 情報発信と広報の改善

- ・事業名は活動内容がイメージできる分かりやすいものにし、子どもが「やってみたい」と思える工夫をすることが重要である。
- ・紹介動画や学校での説明など、多様な発信手段を活用し、事業の魅力を効果的に伝える必要がある。
- ・アンケート結果を事業に反映していることを、子どもや保護者に確実に伝えることで信頼性を高める。

(6) 学校単元学習との連携による非認知能力育成

- ・子どもが「好き」を見つけ、深めるために、大学サークルのような研究や語り合いの場を設けることが提案された。
- ・事業を単元に組み込み、連携を強化することで、体験が断片的にならず、学びが教科学習と結びつく。
- ・単元学習との連動は、主体性や協働性、粘り強さなど、非認知能力の育成が期待される。
- ・教室での学びと体験型事業をつなぐことで、子どもが「やりたいこと」を深く探究できる環境が整う。

(7) 中学生への対応

- ・休日に参加できる体験型プログラムの充実（スポーツ・芸術・国際交流など）を図る。
- ・中学生が参加しやすい場を設けるため、高度な内容を扱うが、初めての子でも安心して参加できるプログラムを用意することが重要である。
- ・音楽やスポーツ要素を組み合わせた事業で魅力を高めることが効果的である。
- ・留学生との交流など、国際的な体験を提供し、視野を広げる機会をつくることも有効である。

第2回推進会議での主な意見を踏まえ、令和8年度事業に向けた改善ポイントおよび事業決定までのスケジュールを以下のとおり整理した。

5 事業改善のポイント

(1) 事業担当者に求めること

- ・子どもの主体性を引き出すため、選択肢を増やす・興味を深められる環境をつくるなど仕組みを強化する。
- ・科学・スポーツ・芸術・国際交流など、多様な分野のリアルな体験を充実させる。
- ・事業が単発で終わらないよう、シリーズ化や継続的に参加できる企画を検討する。
- ・中学生も参加しやすいよう、興味・関心に応じた体験型プログラムを開発する（高度な内容でありつつ、初心者にも配慮した設計など）。

(2) 学校と連携して進めること

- ・学校教育活動と事業を関連づけ、学習とのつながりを強化する。
- ・児童・生徒が事業内容を知る機会や、保護者と一緒に参加したい事業を選べる機会の設定を学校へ依頼する。

(3) 学校教育課が進めること

- ・児童・生徒が見て理解しやすい「子ども版」事業一覧表を再構成し、長岡教育情報プラットフォーム「こめぷら」に掲載する。
- ・保護者にも情報が届くよう、長岡市ホームページ内の事業一覧ページへのURLを併記し、家庭でも情報を得られる環境を整える。
- ・PR充実のため、事業の特徴が分かる写真を担当課へ提出依頼し、紹介動画やパンフレットを作成する。
- ・紹介動画は年2～3回、実施時期に合わせて制作し、「こめぷら」で公開する。

6 令和8年度「熱中！感動！夢づくり教育」事業決定までのスケジュール

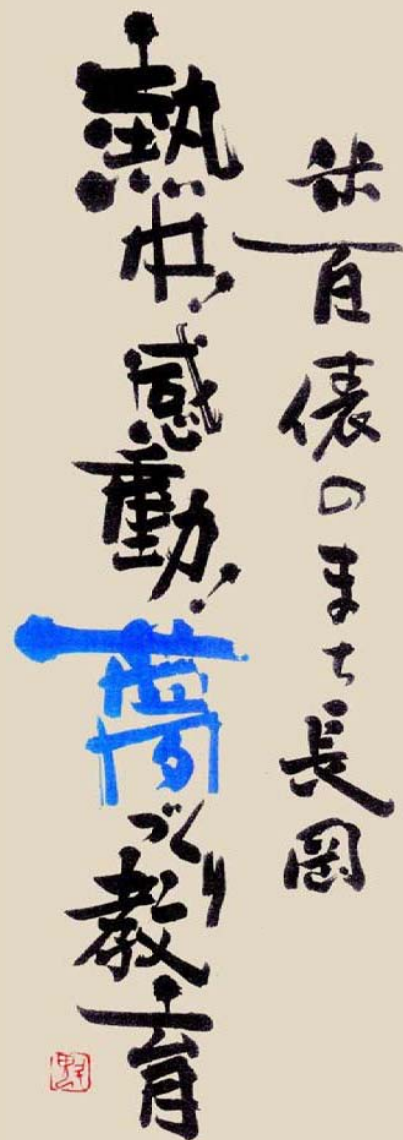
(1) 1月下旬・・・事業改善点の報告と事業一覧作成の依頼

- ・事業担当者に対し、改善内容、実施時期案及び写真素材の提出を依頼する。
- ・「子ども版」事業一覧表の作成・提出を依頼する。

(2) 2月・・・事業一覧表原案作成および校正依頼

- ・事業担当者から提出された実施案、改善内容、写真素材等を確認・調整する。
- ・市ホームページ及び「こめぷら」掲載に向けた元案を作成する。
- ・児童生徒向けの「子ども版」事業一覧表の原案を作成する。
- ・各事業担当者に事業一覧表を校正依頼し、事業内容を確定する。

- (3) 3月上旬～中旬・・・最終調整および広報準備
- ・事業一覧表の印刷準備を行う。
 - ・市ホームページの更新準備及び「こめぷら」掲載ページの作成準備を行う。
 - ・紹介動画（第1弾）の構成案を作成し、写真素材等をもとに制作準備に着手する。
- (4) 3月下旬・・・学校配付・HP 掲示・こめぷら掲示
- ・学校へ事業一覧表を配付する。
 - ・市ホームページに事業一覧表を掲示する。
 - ・「こめぷら」に子ども版事業一覧表を掲載し、市ホームページへのリンクを設定する。
- (5) 4月・・・紹介動画の作成
- ・紹介動画（第1弾）を完成させ、5月公開に向けて準備する。
- (6) 5月・・・広報及び紹介動画（第1弾）公開
- ・紹介動画（第1弾）を「こめぷら」に掲載し、広報・周知を開始する。
 - ・学校へ周知資料を送付し、子ども及び保護者への周知を強化する。
- (7) 5月以降・・・事業実施・紹介動画（第2弾）以降の制作
- ・各事業を順次実施する。
 - ・夏休み前後の状況に応じ、紹介動画を順次制作し、「こめぷら」に掲載する。

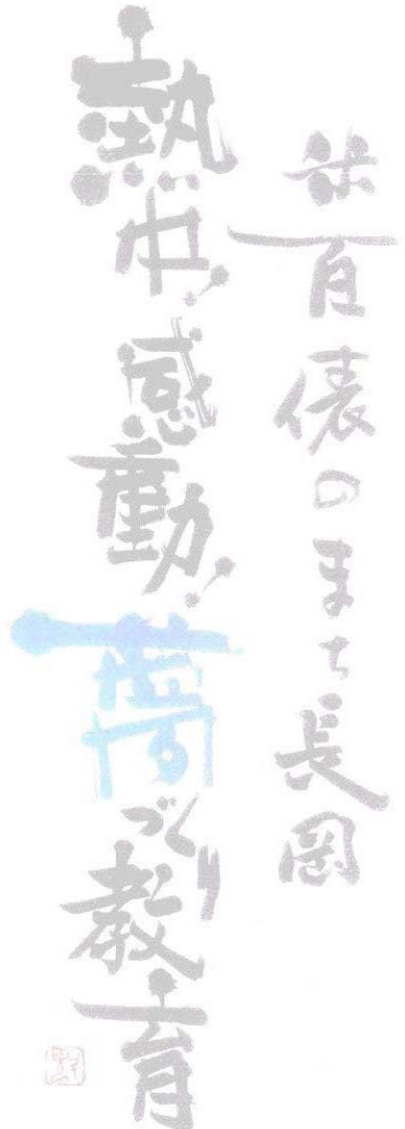


第2回

熱中！感動！夢づくり教育

推進会議

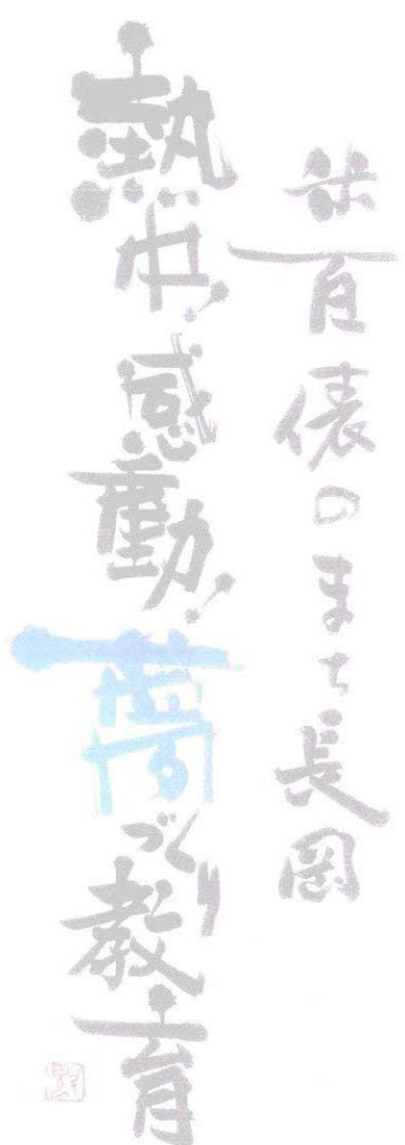
令和7年12月8日



令和7年度 熱中！感動！夢づくり教育事業報告

【成果】 うまくいったこと

- ・自分で考えて行動する場面が増えた
- ・失敗してもやり直す粘り強さが見られた
- ・友達と協力し、助け合う姿があった
- ・新しいことに挑戦し、興味を広げていた
- ・自分の考えや気持ちを表す機会が増えた



令和7年度 熱中！感動！夢づくり教育事業報告

【課題】 来年度に向けて

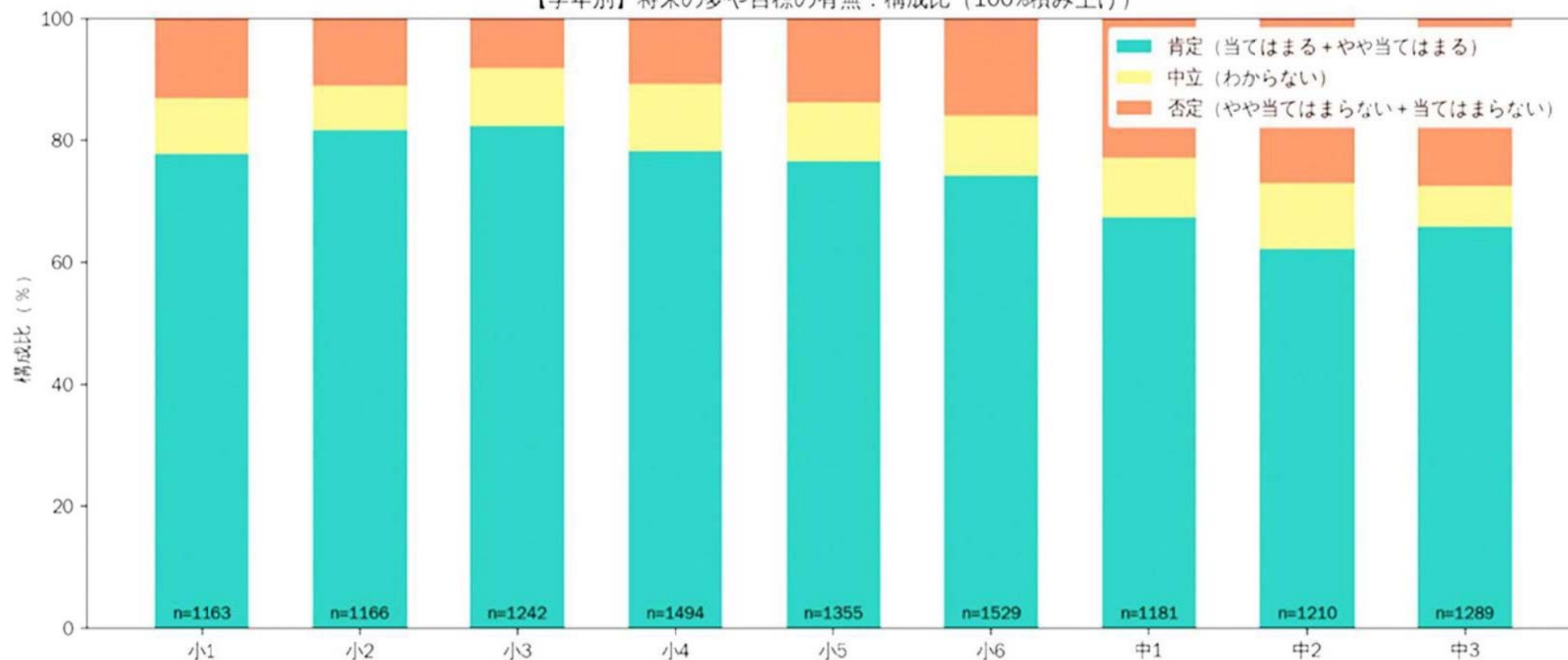
- ・子ども自身が目標を決め、振り返る時間をつくる
- ・選べる活動を増やし、主体性をさらに伸ばす
- ・先生や講師と目的を共有し、学びにつなげる
- ・努力や挑戦をしっかりほめる
- ・一度きりで終わらず、次につながる仕組みをつくる

熱中！感動！夢づくり教育 アンケート R7.11

「将来の夢や目標は持っていますか」

回答率
72%

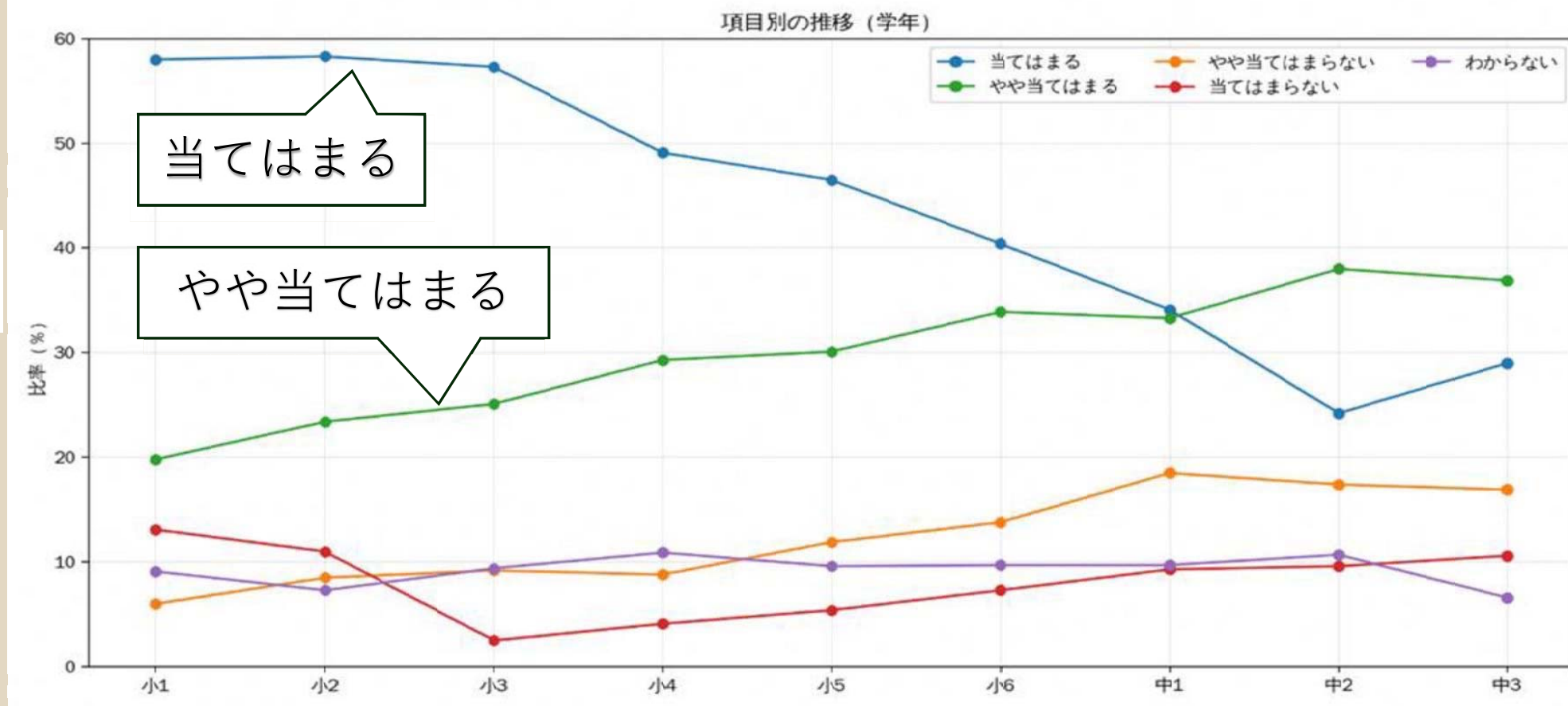
【学年別】将来の夢や目標の有無：構成比（100%積み上げ）



熱中！感動！夢づくり教育 アンケート R7.11

「将来の夢や目標は持っていますか」

回答率
72%

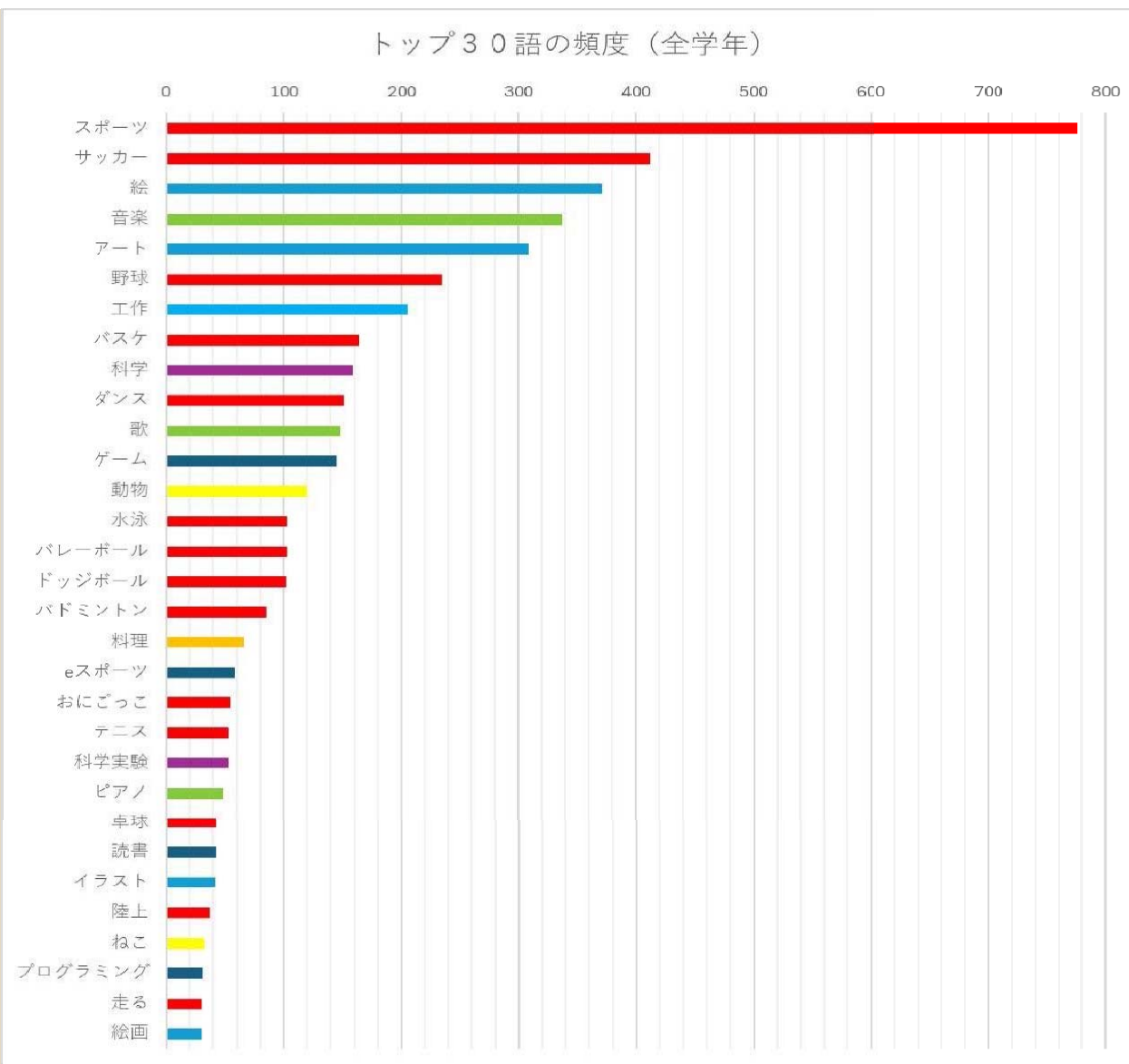


熱中！感動！ 夢づくり教育 アンケート

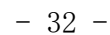
「どんなイベントが
あったら参加したいか」

自由記述から見る
学年別ワードクラウド

各学年の特徴的な単語を視覚化



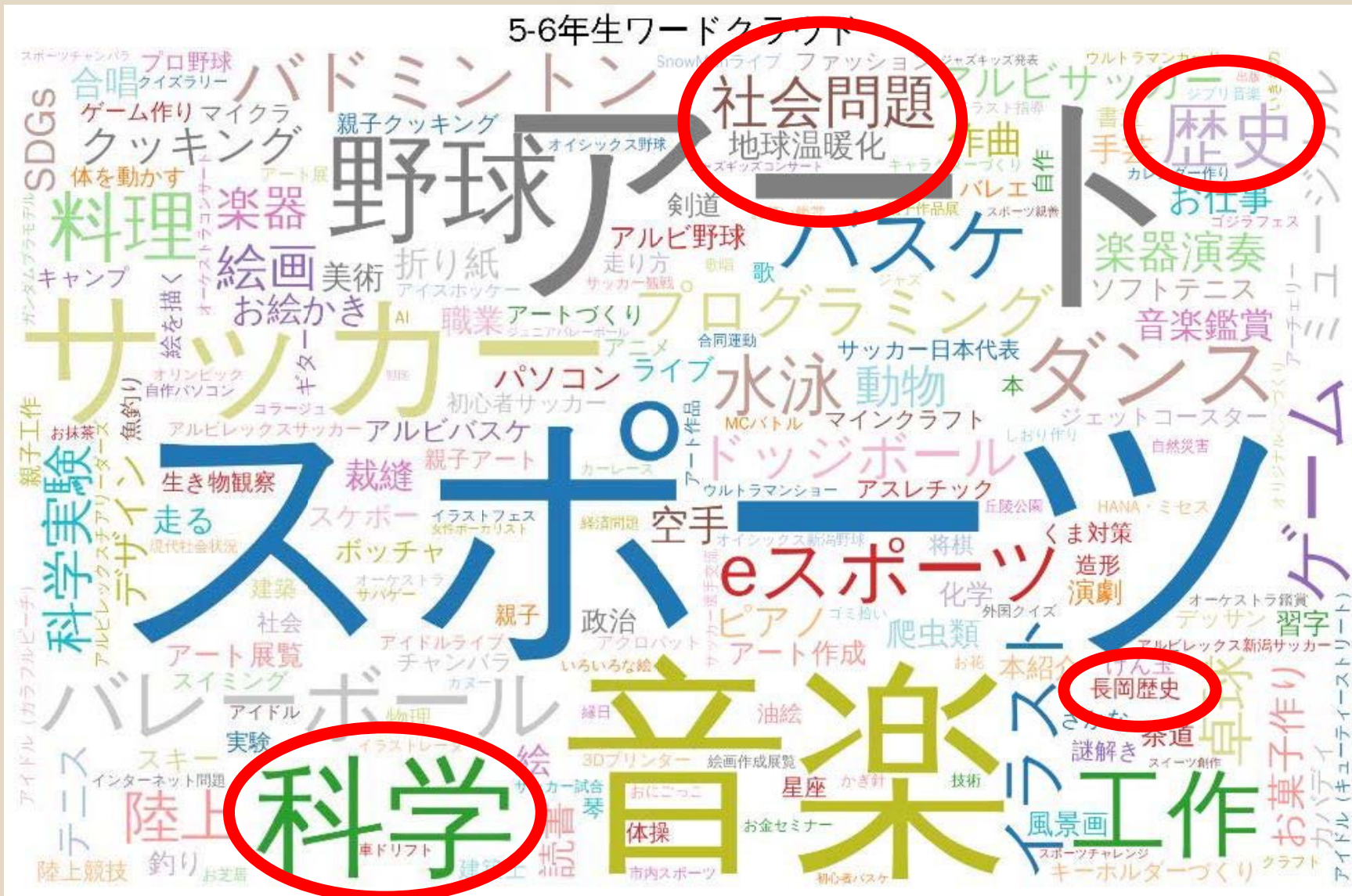
1・2年生
ワードクラウド



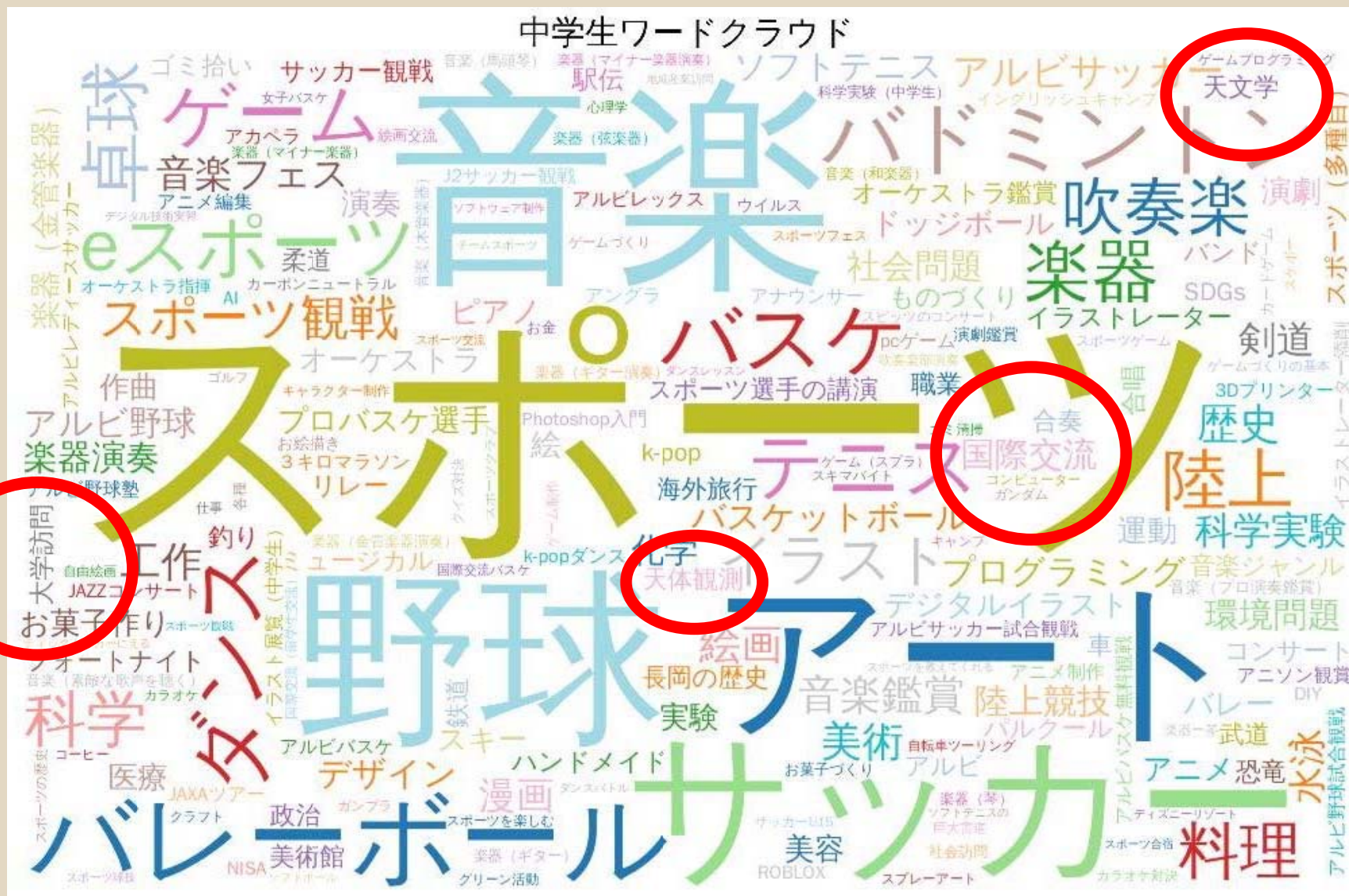
3-4年生ワードクラウド

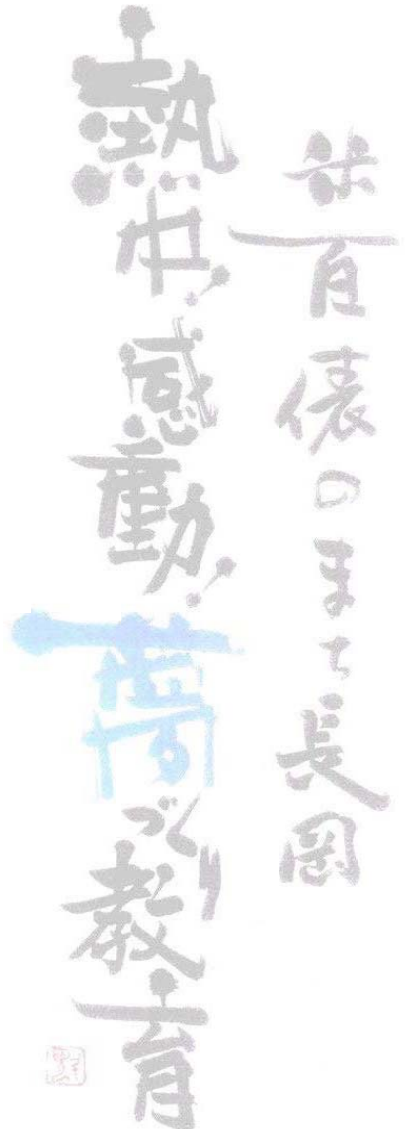
[illegible]

5・6年生
ワードクラウド



中学生
ワードクラウド





広がる**興味**、深まる**挑戦**

低学年

身近で楽しい体験 → デジタル・スポーツ・アートにワクワク

中学年・高学年

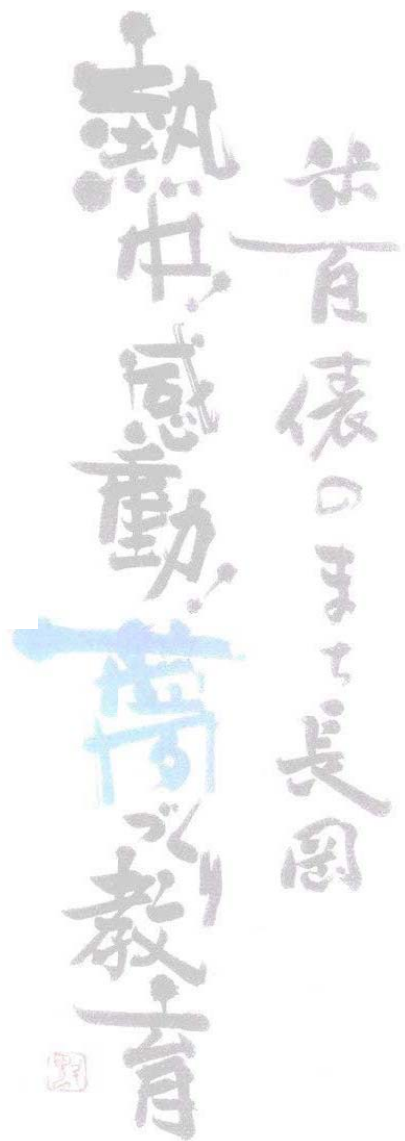
社会課題やプログラミングなど、より高度なテーマへ

中学生

「もっと上手に」「未体験の楽器や専門活動に挑戦」

共通傾向

学年が上がるほど、探究心と自己発見への意欲が高まる



アンケートから見えてきたもの

- 子どもたちの興味・関心は多種多様
- 興味は学年が上がるほど「広がり → 高度化」
- 社会課題・現代的なテーマへの関心
- 未体験なことに挑戦



協議テーマ

「子どもたちの“やりたい・知りたい”に
寄り添う取組、あなたなら
どのように実現しますか？」

- ・ アンケート結果を受けて、どんな工夫が
できそうですか？

令和 7 年度 第 1 回長岡市スポーツ推進審議会報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日 時 11 月 28 日(金曜日) 午前 10 時から正午まで
- (2) 会 場 さいわいプラザ 4 階 401 会議室

2 出席者

- ・ 長岡市スポーツ推進審議会委員 9 名（定員 12 名うち 3 名欠席）
- ・ オブザーバー：(公財) 長岡市スポーツ協会樺沢常務理事兼事務局長ほか 1 名
- ・ 事務局：小池市民協働推進部長、中山スポーツ振興課長ほか職員 5 名

3 会議内容（議題）

- (1) 第 3 期長岡市スポーツ推進計画の策定について（協議）
- (2) 長岡市中学校部活動地域展開の実施状況について（報告）
- (3) 令和 8 年度予算化に向けた主な事業について（報告）

4 委員から出された主な意見

議題（1）第 3 期長岡市スポーツ推進計画の策定について（協議）
・ 計画策定のための市民アンケートは無作為抽出して取るとのことだが、地域性や年代を幅広く拾えるよう留意してほしい。 ・ e スポーツ体験会を市の施設であるトモシア、ミライエ、アオーレで順々に行った。参加人数は 100 名弱という日もあって、盛り上がりを感じている。障害をお持ちの方が小学生に指導するという形だったが、全く問題なく、よい交流が生まれていた。 ・ 学校現場にはどうしても体を動かすことが苦手な子がとても多い。そういう子たちが少しでもスポーツに関わっていくという点では、きっかけとして e スポーツは大きな価値があるのではないかな。 ・ 運動を続けていく、運動に関わっていく中に運動有能感というのがある。その中の一つに受容感がある。これは自分が運動した時に、仲間が応援してくれる、できたことに対して拍手をしてくれるというような因子で、女性は特に年齢層が上がっていくほどこの因子が強く運動に関わっていきたいというところに影響するだろうと言われている。この点からみると、一つの課題として子育て世代や働く世代であった時に、やはりターゲットを女性に当てると、仲間と一緒に、行った先で友達が出来るとかが継続につながっていくのかなと感じた。